

国民健康保険を支えているのは皆さんの保険税です

■納税通知書を
7月初旬に送付します
国民健康保険(国保)に加入している世帯の世帯主へ、令和2年度国民健康保険納税通知書を7月初旬に送付します。

■令和2年度の国民健康保険
2年度の税率等は表1のとおりです。
国保事業の安定的な運営を図るため、納税通知書の納期限を確認のうえ、国民健康保険税(保険税)の期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。コンビニエンスストアでも納付できます。

■均等割額の軽減
平成31年、令和元年の所得が一定額以下の世帯を対象に、保険税の一部(被保険者均等割額)を減額する制度です。(表2参照)
世帯主(国保加入者でない世帯主も含む)および国保の加入者全員が住民税の所得申告を済ませている世帯に限られますので、所得がない方(被扶養者として申告されている方を除く)も必ず申告してください。
なお、軽減を受けるために申請などの手続きは必要ありません。軽減割合は所得に応じて、7割・5割・2割となります。

■非自営的失業者の保険税の軽減制度
対象 次の要件をすべて満たし失業等給付を受ける方
①離職日が平成21年3月31

日以降である方
②離職日に65歳未満の方
③「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由が次のいずれかの方
▽特定受給資格者(倒産・解雇などの事業主の都合により離職した方)「離職理由コード:11、12、21、22、31、32」
▽特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)「離職理由コード:23、33、34」
軽減額 前年の給与所得を100分の30とみなす
軽減期間 離職日の翌日(翌年度末)
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なり、国保加入中は軽減期間中に就職しても引き続き対象となりますが、他の健康保険に加入する等、国保を脱退すると終了します。
※資格喪失後、再び国保に加入した方は、軽減期間内であれば再度対象となりますので手続きをしてください。
手続き方法 雇用保険受給資格者証、保険証、世帯主の認め印、個人番号が分かるものをお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)へお越しください。

■保険税の納付は便利な口座振替で
口座振替は、自動的に納税ができ、納め忘れがなく便利です。希望する方は、口座名義人の預貯金通帳

通帳の届け出印、納税通知書をお持ちのうえ、市内の取り扱い金融機関または収納課(市役所1階)で手続きをしてください。
市外の取り扱い金融機関に申し込む場合は、あらかじめ収納課で口座振替依頼書を受け取り、手続きをしてください。

■保険税を滞納すると
納期限を過ぎても納付がない場合は督促を行います。また、納期限から一定の期間が経過すると、延滞金が加算されます。それでも納付がない場合、通常の保険税の代わりに、有効期限の短い「短期被保険者証」や医療費が全額自己負担になる「被保険者資格証明書」が交付されることがあります。また、財産の差し押さえなど、滞納処分を受けることがあります。

■納付が困難な方はご相談ください
保険税の納付が困難になった場合は必ず収納課へご相談ください。また、災害やその他特別な事情により納付が著しく困難な場合は、減免対象となる場合があります。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。
令和元年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予を承認されている方の承認期間は令和2年6月までです。
2年7月以降も保険料の免除・納付猶予を希望する方、新たに希望する方は申請してください。
※市ホームページ(記事ID:510)を参照

表1 令和2年度の税率等

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割率	5.80%	1.85%	1.65%
被保険者均等割額	29,900円	10,200円	10,500円
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

表2 令和2年度軽減対象世帯

7割軽減	5割軽減	2割軽減
世帯全体の所得が33万円以下	世帯全体の所得が33万円+((国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×28万5千円)以下	世帯全体の所得が33万円+((国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×52万円)以下

※特定同一世帯所属者数…国保に加入していた方が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行したあとも75歳未満の方で引き続き国保加入者がいる世帯の場合は移行した後期高齢者医療制度加入者数をいいます。

令和2年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の手続きは7月から

令和元年度分の国民年金保険料の免除・納付猶予を承認されている方の承認期間は令和2年6月までです。
2年7月以降も保険料の免除・納付猶予を希望する方、新たに希望する方は申請してください。
※市ホームページ(記事ID:510)を参照

◆継続申請を希望した方
2年6月まで(令和元年度分)全額免除・納付猶予を承認されていて、申請時に翌年度以降の「継続申請」を希望した方は、申請をしなくても自動的に審査し、結果が日本年金機構から7月末以降、順次送付される予定です。
※希望した方でも失業等の理由で承認された方や4分の3免除、半額免除および4分の1免除が承認されている方は申請が必要です。

①免除制度
本人、配偶者および世帯主それぞれの審査対象となる所得(表1参照)が一定額以下(表2参照)であれば申請することができます。承認されると全額免除や一部免除を受けることができます。
一部免除は、4分の3免除、半額免除および4分の1免除があります。
受給資格期間 老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれます。
年金額の計算 定められた率で減額された金額が計算されます。

表1

年度	免除・納付猶予を受けたい期間	審査対象となる所得
令和2	2年7月~3年6月	平成31年、令和元年

※申請時点から2年1か月前までの期間(すでに保険料が納付済みの月を除く)について申請できます。

表2

免除等の種類	所得の目安			一部納付額(月額)
	単身	2人世帯※	4人世帯※	
全額免除・納付猶予	57万円	92万円	162万円	-
4分の3免除	93万円	142万円	230万円	4,140円
半額免除	141万円	195万円	282万円	8,270円
4分の1免除	189万円	247万円	335万円	12,410円

※2人世帯は、夫婦のみで、夫婦のいずれかに所得がある場合
※4人世帯は、夫婦と子2人の場合で、夫婦のいずれかに所得があり、子は16歳未満の場合

について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方が対象です。災害が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までが対象となります。り災証明書等をお持ちください。
◆臨時特例措置
新型コロナウイルス感染症の影響による所得見込み額で申請ができます。詳細は、保険年金課年金係へお問い合わせください。

◆申請に必要なもの
マイナンバーまたは基礎年金番号が確認できるもの、認め印(本人が署名する場合は不要)、本人確認書類(運転免許証等)、配偶者のマイナンバーが確認できるもの(本人と配偶者の世帯が別の場合)、特例免除制度を利用する場合の添付書類
申請先・問い合わせ
3410、市保険年金課
国民年金係(市役所1階) ※郵送可

◆特例免除制度
失業(退職)を理由とする特例
失業日(退職日の翌日)を含む月の前月分から翌々年の6月分までに限り、退職者本人の所得を除外して審査します。雇用保険受給資格者証、離職票等の公的機関の証明書(写し)が必要
住宅、家財その他の財産

「ご利用ください」「ねんきんネット」

「ねんきんネット」は、ホームページで、利用登録(ユーザーIDの取得)が必要で、ご自身の年金加入記録等いつでも確認できるサービスです。

ねんきんネットでできること

- ▽ご自身のこれまでの年金加入記録を確認できます。
- ▽将来の年金額が試算できます。「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は?」「このまま働き続けた場合、何歳から受け取れるの?」など、ご自身の人生設計や条件に応じて将来の年金額を試算できます。
- ▽日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」や「年金の支払いに関する通知書」が確認できます。毎年誕生日に送付される「ねんきん定期便」や、「年金振込通知書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」等の受給者通知の内容を確認できます。必要に応じて、パソコンに保存・印刷することもできます。

利用するには

ねんきんネットを利用するには、日本年金機構

詳細・問い合わせ
▽日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>参照
▽ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570・058・555(050で始まる) 電話からは ☎03・6700・1144
※月々金曜日の午前9時~午後7時、第2土曜日の午前9時~午後5時
※第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝休日、12月29日~1月3日を除く

